

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

- ・仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに働きやすい環境の整備
- ・ワークライフバランスの充実を図り、すべての社員に能力を十分に発揮してもらう

上記 2 点を達成するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 8 月 1 日～令和 12 年 7 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：男性の平均育児休業率を 50%、女性の平均育児休業率を 100%とする。

＜対策＞

- ・業務の見直し、要員体制の整備による取得しやすい体制作りの推進
- ・社内 WEB 掲示板にて育児休業制度の周知と利用促進の継続
- ・社内相談窓口の設置、案内
- ・復職後も家事育児をしやすい環境の整備（テレワーク等）

目標 2：全社員の残業時間を月平均 15 時間以内とする。

＜対策＞

- ・超過傾向にある社員に対するフォローの実施
- ・経営層に現状共有と対策への喚起
- ・業務の効率化、システム化など生産性向上の取り組みの継続

以上